

**-関東信越税理士会  
熊谷支部10月例会次第**

日時 平成24年10月9日(火)

午前9時30分～

場所 ホテルガーデンパレス

**1. 会務報告**

- |                |   |   |               |
|----------------|---|---|---------------|
| (1) 9月 7日(金)   | 例会・署との協議会                                     | 於 | ホテルガーデンパレス    |
| (2) 9月 7日(金)   | 支部理事推薦委員会                                     | 於 | ホテルガーデンパレス    |
| (3) 9月13日(金)   | 本会支部長会・理事会                                    | 於 | パレスホテル大宮      |
| (4) 9月14日(金)   | 支部親睦ゴルフ大会                                     | 於 | 熊谷ゴルフクラブ      |
| (5) 9月14日(金)   | 熊谷資産税研究会定期総会                                  | 於 | 熊谷文化創造館さくらめいと |
| (6) 9月18日(火)   | 県下税務署長との協議会                                   | 於 | 大宮サンパレス       |
| (7) 9月19日(水)   | 熊谷税務署管内納税貯蓄組合連合会 中学生の<br>「税についての作文」最終審査会及び役員会 | 於 | 熊谷市立商工会館      |
| (8) 9月23日・24日  | 埼玉県連青年部一泊研修会                                  | 於 | ホテルヘリテイジ      |
| (9) 9月26日・27日  | 青色申告会連合会県外研修会                                 | 於 | 山形県湯野浜温泉      |
| (10) 10月 4日(木) | 正副支部長・署との協議会                                  | 於 | 熊谷税務署         |
| (11) 10月 4日(木) | 正副支部長・地域長会議                                   | 於 | 支部事務局         |

**2. 会務予定及び連絡事項**

- (1) 支部例会・地域例会・署との協議会  
日時 10月9日(火)午前9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (2) 支部研修会  
日時 10月9日(火)午前10時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス  
内容 「熊谷市政報告」  
講師 熊谷市長 富岡清氏
- (3) 三者懇談会  
日時 10月9日(火)午後12時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス
- (4) 県連研修会  
日時 10月9日(火)・10日(水)  
場所 大宮ソニックシティ大ホール
- (5) 県連ソフトボール大会  
日時 10月12(金)  
場所 東京健保組合大宮運動場
- (6) 租税教室講師研修会  
日時 10月19日(金)午後2時30分～  
場所 埼玉県産業技術総合センター北部研究所3階講堂
- (7) 大里地区租税教育推進協議会役員会  
日時 10月24日(水)午後2時00分～  
場所 埼玉県産業技術総合センター北部研究所3階講堂
- (8) 正副支部長・地域長会議  
日時 10月25日(木)午後5時30分～  
場所 支部事務局
- (9) 県連地方税当局との協議会  
日時 10月29日(月)午後2時00分～  
場所 税理士会館
- (10) 正副支部長・署との協議会  
日時 11月1日(木)午後4時00分～  
場所 熊谷税務署

(11) 東京一日研修会

日時 11月2日(金)

場所 衆議院議員会館・東京消防庁本所防災館・東京港

(12) 県北ブロック研修会

日時 11月6日(火)

場所 ホテルガーデンパレス

講師 岩下忠吾氏

(13) 熊谷法人会青年部研修会

日時 11月14日(水)午後5時30分～

場所 くまがや市商工会館妻沼本所

(14) 大里地域税政協議会講演会・懇親会

日時 11月16日(金)午後4時00分～

場所 ホテルガーデンパレス

(15) 本会学術討論会

日時 11月21日(水)

場所 大宮サニックスシテイ

(16) 青年部と弁護士会熊谷支部との懇談会

日時 11月30日(金)午後7時00分～9時00分

場所 キングアンバサダーホテル

3. その他の協議報告事項

(1) 11月6日の例会時に平成24年分親和会費(¥6,000)を収集します。

(2) 〈派遣関係〉支部推薦

熊谷市特別職報酬等審議会委員 萩原直幸会員

4. 熊谷支部各部会連絡事項・関連組織連絡事項

5. 支部会員入会・転入・転出・異動等

新規入会

油井豊仁(平成24年9月25日登録・税務支援対策部)

〒360-0015 熊谷市肥塚477-4 TEL 048-525-3873

転出

岩井恒夫(平成24年9月26日 大宮支部へ転出)

6. 次回例会予定

日時 11月6日(火) 午前10時30分～ 署との協議会・支部例会・地域例会

場所 ホテルガーデンパレス

\*バス 午前10時10分 熊谷駅南口・熊谷市役所発

支部研修

日時 11月6日(火) 午後1時00分～5時00分

場所 ホテルガーデンパレス

内容 国税通則法改正による税務調査への対応

消費税の仕入税額控除の再確認

相続税改正の方向性

講師 税理士 岩下忠吾氏

7. 支部ホームページ

ユーザー名	kumazei
パスワード	kuma2012

支部ホームページアドレス <http://www.sakitama.or.jp/tains-k/>

\* 会員専用ページで上記のパスワードを入力し、ログインして下さい。例会資料が見られます。

# 埼税協熊谷地域10月例会

平成24年10月 9日(火)

於 ホテルガーデンパレス

## 会務報告

24. 9. 6(木) 第27回全税共県北地域業務推進協議会  
(時間, 場所) 16:30～ ホテルガーデンパレス  
(議 題) (1) 全国統一キャンペーンの施策について  
(2) 決意表明  
(3) その他
24. 9. 25(火) 第4回地域長会  
(時間, 場所) 14:00～ パレスホテル大宮  
(議 題) (1) 県連マンスリー広告掲載について  
(2) 福祉共済事業について  
(3) 中間事業報告について  
(4) あんしん財団について
24. 9. 25(火) 福祉共済事業下期業務推進会議  
(時間, 場所) 15:30～ パレスホテル大宮  
(協議事項) (1) H24年度推進実績中間報告  
(2) H24年度下期施策の概要  
(3) 分科会

会員各位

平成24年10月9日  
関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 渡辺 実

### 親和会についてのアンケート

拝啓 会員の皆様には支部会務につきまして、日頃からたいへんお世話になっております。

さて、親和会につきましては昨年より例会、地区委員会及び理事会並びにアンケート等で会員の皆様からは積極的なご意見を賜りましてありがとうございました。

この度、皆様のご意見を基に執行部で以下のとおり親和会の規約の改正案を協議いたしました。

つきましては、再度会員の皆様のご意見、ご要望をお聞かせ頂きたい以下のアンケートにご記入のうえ、支部事務局宛に回答をお願いいたします。

#### 執行部の改正案

1. 会費は現行どおりといたします。
2. 30年会費を納入した会員は会費を免除いたします。  
但し、すでに現在30年を超えて納入されている会員への超えた部分の会費の返金はいたしません。

1. 執行部の改正案について（該当箇所に○印を記入して下さい）

賛成 ・ 概ね賛成 ・ 反対

2. その他ご意見、ご要望

\*ご記入のうえ11月15日までに支部事務局宛FAX等にてご回答下さい。

FAX 521-9612

平成24年10月9日

関東信越税理士会県北ブロック税理士支部会員各位

関東信越税理士会

熊谷支部 支部長 渡辺 実  
本庄支部 支部長 山下政信  
秩父支部 支部長 引間正人  
行田支部 支部長 秋山元胤

## 税理士会36時間規定研修

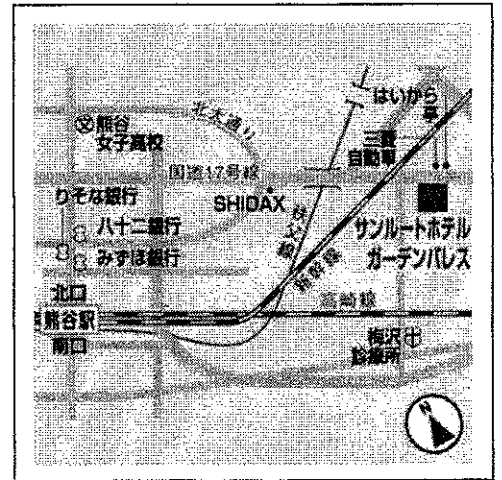
# 平成24年度県北ブロック研修会のご案内

拝啓 夜長の季節となりました。県北ブロックの税理士会員の先生方におかれましては、益々ご健勝のこととお慶び申し上げます。

さて、下記の要領にて恒例の県北ブロック研修会を開催いたしますので、何かとお忙しいこととは存じますが、多くの会員並びに事務所職員の皆様にご出席いただけますよう、よろしくお願ひ申し上げます。 敬具

記

日時 平成24年11月6日(火) 午後1時00分～5時00分  
 受付 午後12時30分より  
 場所 ホテルガーデンパレス TEL 048-525-7777  
 〒360-0023 埼玉県熊谷市佐谷田 3248  
 内容 『国税通則法改正による税務調査への対応  
 消費税の仕入税額控除の再確認  
 相続税改正の方向性』  
 講師 税理士 岩下忠吾先生 東京税理士会所属  
 \* 著書「実践 事業承継・財産承継」  
 「相続税の申告実務」等多数  
 対象 税理士会会員及び職員  
 受講料 1000円/参加者1人(資料代含む)  
 単位 4単位(会員は受講カードを持参ください)



★バスは熊谷駅南口より12時30分に発車します。

★資料準備の為、10月26日(金)までに支部事務局宛お申し込み下さい。

きりとり不要 全て熊谷支部事務局FAX 048-521-9612にお送りください

平成24年11月6日の県北ブロック研修会出席人数は

会員	名	事務所職員	名	合計	名
----	---	-------	---	----	---

支部名	支部	会員事務所名
-----	----	--------

# 第26回写真コンクール作品募集

関東信越税理士会埼玉県支部連合会 会報部

本年度も下記の要項で写真コンクールを開催いたします。会員の皆さまのふるってのご応募をお待ちしております。

応募資格 埼玉県連会員とその家族、事務所職員

応募締切 平成24年11月26日(月) 県連事務局必着

応募要項

- ◇応募点数は1人3点までとします。
- ◇題材は自由です。ジャンルは問いません。ご自身の創作した作品(絵画・書・工芸品・パッチワーク・いけばな等)の写真も対象にしております。ただし都合上、対象は写真のみの選考となりますので、必ず写真にてご応募ください。
- ◇写真はカラー、白黒どちらでも可です。また、大きさはキャビネ、もしくは2Lでご応募ください(わからなければ写真屋さんにお尋ねください。デジタルカメラでも必ずプリントの上でご応募ください)。
- ◇応募作品には表題、簡単な説明文を必ず記入ください。
- ◇未発表の作品に限ります。
- ◇優秀作品は「県連マンスリー」掲載(平成25年2月号予定)とともに粗品を進呈いたします。

## [第25回写真コンクール掲載作品]



会報部特選「夜明け」春日部支部 田迎 武



優秀賞「秋の銀閣寺」本庄支部 藤井 桂一



会長賞「手・手・手…」熊谷支部 長谷部 信行



理事長賞「さー、おいで」大宮支部 北村 眞治

## 注意事項

- ☆応募作品はお返しできない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ☆一部作品については「県連マンスリー」表紙に使用させていただく場合もございますので、あらかじめご了承ください。
- ☆掲載される対象人物や対象物の肖像権、プライバシー、著作権、その他一切の権利につきましては、応募者の責任において処理されるものとします。写真に肖像権を有する人物および構造物が含まれている場合など、写された本人が不快感をもちたり、恥ずかしい思いをしないような配慮が必要です。応募者本人が公表の承諾を得た上で応募してください。また、選考上、これらの権利に抵触する恐れがある場合は、対象外となることもありますのであらかじめご了承ください。
- ☆入賞作品は県連ホームページの会員専用ページに掲載されます。掲載の際は転載・複製の禁止を明記いたしますが、読者が注意を無視し転載・複製した場合の責任は負いかねます。
- ☆その他、ご不明な点がございましたら、県連事務局(TEL048-665-3111 担当：望月)までご連絡ください。

写真送付先 〒330-0852 さいたま市大宮区大成町1-289-2 埼玉県税理士会館  
関東信越税理士会埼玉県支部連合会事務局 宛



# 国税通則法等の改正について（お知らせ）

平成23年度税制改正において国税通則法等が改正され、調査手続の透明性や統一性を高めるため、税務調査手続について現行の運用上の取扱いが法律上明確化されました。このうち、税務調査手続の法定化及び理由附記に係る規定については、平成25年1月から施行されます。

国税庁では、今般の国税通則法等の改正に係る税務調査手続等を円滑かつ適切に実施するため、平成24年10月から、法定化された税務調査手続等の一部について先行的に取り組むこととしています。

詳しくは、日税連のホームページおよび国税庁のホームページをご覧ください。

なお、本会並びに県連は、国税通則法の改正に伴って実施される調査手続等に的確に対応するため、下記の施策を実施します。

## 記

### 1. 国税通則法改正に関する研修会の開催

#### (1) 県連研修会

日 程 平成24年10月9日(火)、10月10日(水)(国税通則法に関しては一日目)

場 所 大宮ソニックシティ大ホール

※国税通則法に関する研修会テキストは、本会会報誌「関東信越税理士界」の10月15日号に掲載されます。

#### (2) 第2回県連特別研修会

日 程 平成24年10月23日(火)

場 所 大宮法科大学院大学2階講堂

テーマ 国税通則法の改正～税務手続きの動向と方向性について

詳しくは、県連マンスリー9月号または県連のホームページをご覧ください。

### 2. 本会審理室 国税通則法担当者の委嘱

本会審理室では、会員からの税法の解釈・適用または取扱い等に関する相談及び異議申立てや審査請求事案等について個別の相談を行っています。

このたび、国税通則法等の改正に対応するため、10月1日から新たに国税通則法（調査手続）担当の副主管が委嘱されましたので、ご案内いたします。

相談日 毎週火曜日(13時30分～16時30分)

場 所 関東信越税理士会内

電 話 048-643-1661

※審理室ご利用の際は、相談日の前週の金曜日までに電話等での予約が必要です。また、相談手数料として3,000円の納付が必要になります。

なお、平成24年9月12日付課総5-9外9課合同国税庁長官通達「国税通則法第7章の2（国税の調査）関係通達の制定について（法令解釈通達）」に係る相談については、相談手数料は不要です。



第19回

# 公開講座

知りたい! 考えたい! 身近な税のこと

**開催期間** 平成24年11月12日(月)~11月14日(水)

**場所** 税務大学校和光校舎 (〒351-0195 埼玉県和光市南2-3-7)

11月12日(月)	13:30~15:00 (90分) <b>これからの不動産税制</b> ★★(中級編) ~20世紀型不動産税制からの改革の課題と方策~ 横浜国立大学大学院教授 岩崎 政明	15:15~16:45 (90分) <b>租税法条文の読み方</b> ★★(中級編) ~文理解釈か?趣旨解釈か?~ 国士館大学法学部教授 酒井 克彦
	11月13日(火)	13:30~15:00 (90分) <b>国際課税の基礎講座</b> ★(初級編) ~国境を越える経済、 越えられない当局、どうするの?~ 税務大学校教授 麻上 謙一郎
11月14日(水)	13:30~15:00 (90分) <b>相続税・贈与税のあらまし</b> ★(初級編) ~夫婦間の財産移転を中心として~ 税務大学校教授 松宮 清彦	15:15~16:45 (90分) <b>江戸時代に見る行政事務とその経費</b> ★(初級編) ~実務を担う庶民の実像~ 税務大学校研究調査員 舟橋 明宏

★の数が多いほど、専門度合いが高くなります。

受講料 無 料

申込方法

- ホームページ (<http://www.nta.go.jp/ntc/>)
- はがき、FAX(048-467-1951)の場合は、  
住所、氏名、受講される講座名をご記入の上、  
税務大学校和光校舎まで。

※1講座のみの受講も可能です。

申込期限 平成24年10月28日(日)

(はがきによる申込みは同日の消印有効)



詳しくは、ホームページで

税大

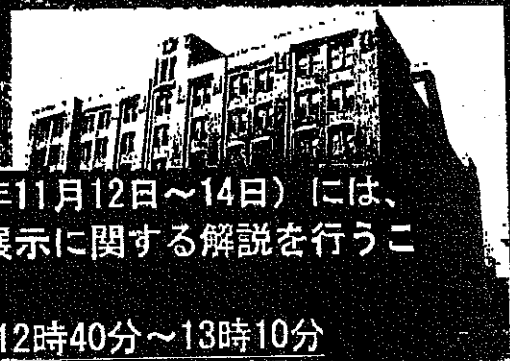
検索

で確認していただくか、  
**048(460)5000**  
(公開講座担当)まで、  
お問い合わせください。

11月11日から17日は「税を考える週間」です。

# 「税務署」の誕生

開催期間：平成24年10月1日～平成25年9月27日  
 開館時間：9:30～16:30



税務大学校公開講座開催期間中（平成24年11月12日～14日）には、次の時間帯において研究調査員による特別展示に関する解説を行うこととしております。  
 【第1回】12時10分～12時40分 【第2回】12時40分～13時10分

## 税務大学校 税務情報センター（租税史料室）

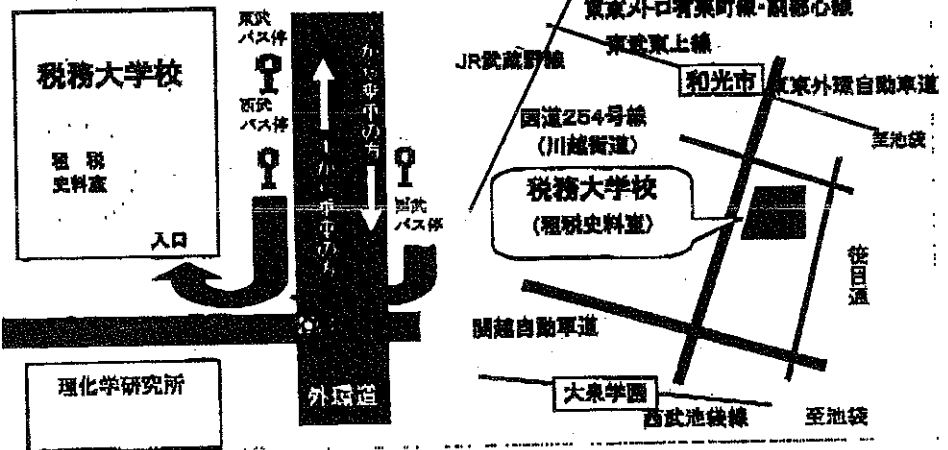
〒351-0195 TEL:048-460-5300  
 埼玉県和光市南2-3-7 税務大学校和光校舎内 ホームページ <http://www.nta.go.jp/ntc/>

◆ 団体見学の際には、事前にご連絡ください。

◆ 交通機関 公共交通機関をご利用ください。

- ① 東武東上線・東京メトロ「和光市」駅より、  
 東武バス 和01 司法研修所循環  
 ⇒(約10分)「税務大学校」下車  
 西武バス 泉39 大泉学園駅行き  
 ⇒(約10分)「税務大学校(和光校舎)」下車
- ② 西武池袋線「大泉学園」駅より、  
 西武バス 泉39 和光市駅南口行き  
 ⇒(約20分)「税務大学校(和光校舎)」下車

【税務大学校 周辺図】



役員及び支部長選挙施行細則別記様式の一部変更の議決を求める件（案）

（提案理由）

今般、下記理由により、必要な変更を行いたいので提案する。

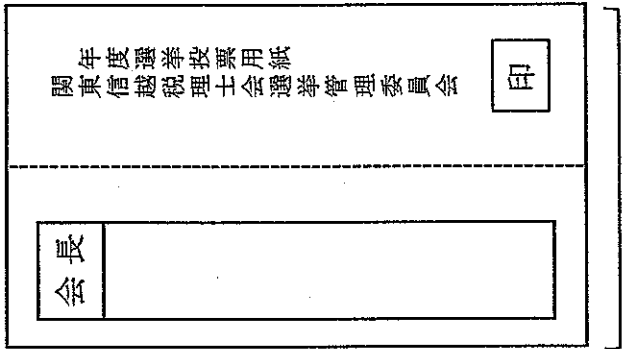
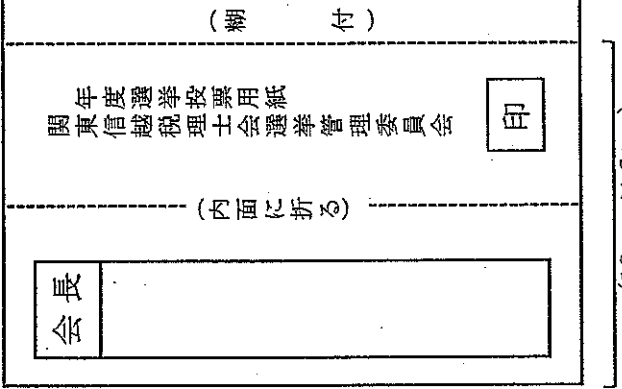
開票作業の効率化を図るため。

細則別記様式の一部を別紙のように変更する。

附 則（平成 年 月 日）

この細則の一部改正（別記様式第1号、第2号、第4号）は、平成24年9月13日から施行する。

役員及び支部長選挙施行細則・様式新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>別記 様式第1号 1 会長の投票用紙(単記用) 用紙の色はもも色とする。</p>  <p>(13 cm × 6 cm)</p> <p>2 副会長の投票用紙(単記用) (1) 会長の投票用紙の例にならって作成する。(図面省略) (2) 用紙の色は水色とする。</p>	<p>別記 様式第1号 1 会長の投票用紙(単記用) 用紙の色はもも色とする。</p>  <p>(13 cm × 6 cm)</p> <p>2 副会長の投票用紙(単記用) (1) 会長の投票用紙の例にならって作成する。(図面省略) (2) 用紙の色は水色とする。</p>

# 役員及び支部長選挙施行細則・様式新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>3 理事の投票用紙                      (1) 県連選挙区(連記用)                      (2) 用紙の色は黄色とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>以下選挙区の定員数分を作成する</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">3 理事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">2 理事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">1 理事</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">(必要に応じて内面に折る)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: right;"> <p>関東信越税理士会選挙管理委員会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: inline-block;">印</div> </div> </div>	<p>3 理事の投票用紙                      (1) 県連選挙区(連記用)                      (2) 用紙の色は黄色とする。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px auto; width: 80%; text-align: center;"> <p>以下選挙区の定員数分を作成する</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 10px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">3 理事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">2 理事</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 20%;">1 理事</div> </div> <p style="margin-top: 10px;">(以下内面に折る)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px; text-align: right;"> <p>関東信越税理士会選挙管理委員会</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px 5px; display: inline-block;">印</div> </div> </div> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">(13 cm × 3 cm)</p>
<p>4 監事の投票用紙(単記用)                      (1) 会長の投票用紙の例にならって作成する。(図面省略)                      (2) 用紙の色は白色とする。</p> <p>5 支部長の投票用紙(単記用)                      (1) 会長の投票用紙の例にならって作成する。(図面省略)                      (2) 用紙の色はうぐいす色とする。</p>	<p>4 監事の投票用紙(単記用)                      (1) 会長の投票用紙の例にならって作成する。(図面省略)                      (2) 用紙の色は白色とする。</p> <p>5 支部長の投票用紙(単記用)                      (1) 会長の投票用紙の例にならって作成する。(図面省略)                      (2) 用紙の色はうぐいす色とする。</p>

役員及び支部長選挙施行細則・様式新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>様式第2号(その1)</p> <p>(表)</p> <div data-bbox="470 1361 1380 1848" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">                     人料 私金 郵受 便取                 </div> <div style="text-align: center;">                     さいたま市大宮区桜木町4-333-1                      OLSビル14階                 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">                     関東信越税理士会                      選挙管理委員会                 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     御中                 </div> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">                     投票用                 </div> </div>	<p>様式第2号</p> <p>(表)</p> <div data-bbox="462 403 1372 884" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="text-align: center;">                     3 3 0 - 0 8 5 4                 </div> <div style="text-align: center;">                     さいたま市大宮区桜木町4-333-1                      OLSビル14階                 </div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;">                     関東信越税理士会                      選挙管理委員会                 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;">                     御中                 </div> <div style="border: 1px solid black; width: fit-content; margin: 10px auto; padding: 5px;">                     投票在中                 </div> </div> <p style="text-align: right;">(20.3 cm × 9 cm)</p> <p>1、郵便投票用封筒の大きさは、縦23.5cm、横12cmとする。</p>

役員及び支部長選挙施行細則・様式新旧対照表

変 更 案

現 行

様式第2号(その1)

様式第2号

(裏)

(裏)

(認印をもって上下二個所に必ず封印してください)

(支部名) 支部

(事務所所在地)

(氏名)

時	月	日
分	到	着
人	受	付
印	名	照
名	合	照
印	印	名
簿	人	選
人	名	挙
		人

印

(認印をもって上下二個所に必ず封印のこと)

(支部名)

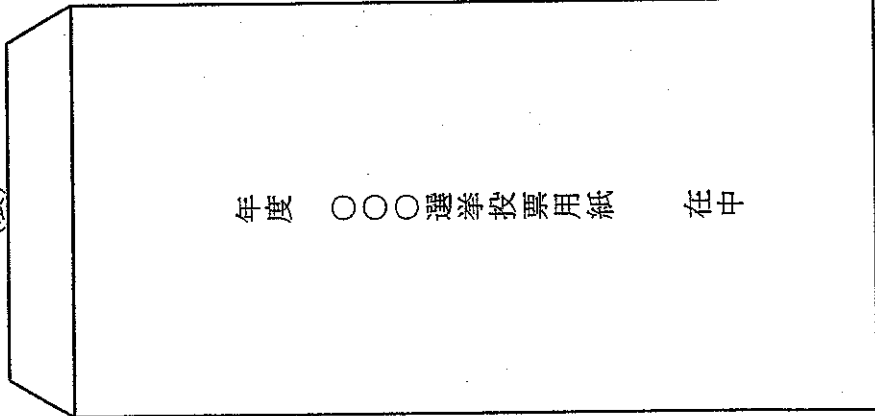
(事務所)

(氏名)

時	月	日
分	到	着
人	受	付
印	名	照
名	合	照
印	印	名
簿	人	選
人	名	挙
		人

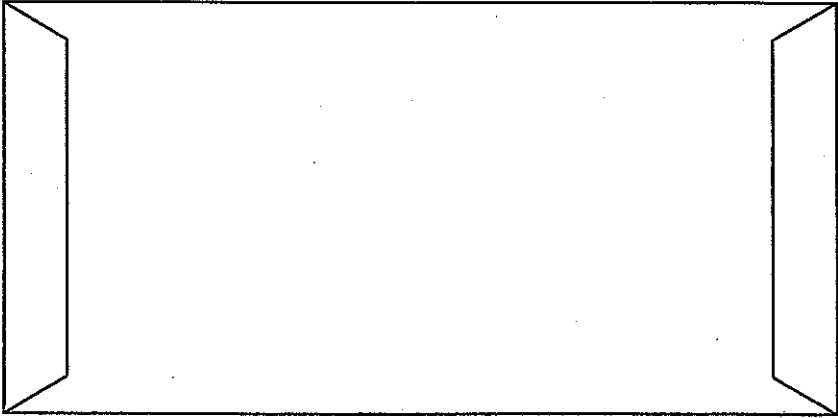
印

役員及び支部長選挙施行細則・様式新旧対照表

変 更 案	現 行
<p>様式第2号(その2)</p> <p>(表)</p>  <p>1、投票用紙を入れる封筒の大きさは、縦20.5cm、横9cmとする。</p>	<p>新 設</p>



役員及び支部長選挙施行細則・様式新旧対照表

変更案	現行
<p>様式第2号(その2)</p> <p>(裏)</p> 	<p>新設</p>

役員及び支部長選挙施行細則・様式新旧対照表

変更案

現行

様式第4号

平成 年 月 日

役員及び支部長選挙に関する届出

関東信越税理士会  
選挙管理委員会 殿

被推薦者

氏名  
事務所名称  
事務所所在地  
電話番号

印

役員及び支部長選挙規則第15条第2項の規定により届出します。

立候補の種類

会長 理事  
副会長 監事  
支部長

[ 当該役職名を  
□印で囲むこと ]

推薦責任者 氏名  
(署名捺印) 事務所名称  
事務所所在地  
電話番号

印

※下欄の1に推薦責任者の氏名のみ記入すること。

推薦者氏名	事務所名称 事務所所在地
1	
2	
3	
4	
5	

(以下、同様式により適直作成し添付すること。)

様式第4号

平成 年 月 日

役員及び支部長選挙に関する届出

関東信越税理士会  
選挙管理委員会 殿

被推薦者

氏名  
事務所名称  
事務所所在地  
電話番号

印

役員及び支部長選挙規則第15条第2項の規定により届出します。

立候補の種類

会長 理事  
副会長 監事  
支部長

[ 当該役職名を  
□印で囲むこと ]

推薦責任者 氏名  
事務所名称  
事務所所在地  
電話番号

印

推薦者氏名	事務所名称及び所在地
1	
2	
3	
4	
5	

(以下、同様式により適直作成し添付すること。)

### 熊谷支部事務局併設税務相談当番表

当番月日	当番会員名	備考
24.10.15(月)	渡辺 保	
24.10.18(木)	渡辺雅江	
24.10.22(月)	天笠裕司	
24.10.25(木)	飯島賢二	
24.10.29(月)	木島重雄	
24.11. 1(木)	嶋田洋一	
24.11. 5(月)	清水茂昭	
24.11. 8(木)	鈴木 昇	
24.11.12(月)	高橋勤二	
24.11.15(木)	田代充雄	
24.11.19(月)	中村尚和	
24.11.22(木)	増田俊樹	
24.11.26(月)	松本一良	
24.11.29(木)	村田克也	
24.12. 3(月)	森田正男	
24.12. 6(木)	山崎浩成	
24.12.10(月)	陸名久好	
24.12.17(月)	龍前篤司	
24.12.20(木)	渡邊慶二	
25. 1.10(木)	荒木茂人	
25. 1.17(木)	大谷宏一	
25. 1.21(月)	小野澤克則	
25. 1.24(木)	柿沼和歌枝	
25. 1.28(月)	柴崎 健	

\*午後1時30分～4時00分

\*原則として予約制の為、予約の無い場合は事務所待機にて対応して下さい。

(相談があった場合は電話にてご連絡します。)

平成24年10月3日

会員各位

関東信越税理士会熊谷支部  
支部長 渡辺 実  
副支部長 萩原直幸  
情報システム部長 土屋政信

## 情報システム部よりお知らせ

日頃より情報システム部の活動にご協力いただき、ありがとうございます。  
税理士 IC カードの受付が下記の通り一時停止されますので、ご案内いたします。

### 1. 税理士 IC カードの受付一時停止について

下記の日程でセコムトラストシステムズ(株)において電子認証局のシステムメンテナンスが実施され、メンテナンス作業の間、受領証及び追加発行申請書の受付機能が一時的に停止されます。

受領証の提出にあたって、当該期間にかからないようお願いいたします。

平成24年10月20日(土)18:00～平成24年10月21日(日)10:00

### 2. 電子証明書更新の認証局サービス名の変更のお知らせ

電子証明書の更新の際、認証局サービス名が「日本税理士会連合会電子認証局」から「日税連 税理士用電子証明書」に変更になりました。

### 3. IC カードリーダーライターが無い会員は事務局で対応します。

## 第3世代税理士ICカードについて

情報システム部長 岩堀 薫

新しい第3世代税理士ICカードは申し込まれましたでしょうか。ここでは申し込みの後のICカードの取り扱いについてご案内したいと思います。

### 1 ICカードは本人限定郵便で送られる

ICカードは日本税理士連合会から本人限定郵便物で送られてきます。そのため、郵便局から「本人限定郵便物到着のお知らせ」赤書きされた白い封筒が郵便局から届きます。

郵便局には次のものを持って出向きます。

- ①本人限定受取郵便物の到着のお知らせ
  - ②印鑑
  - ③パスポート、運転免許証、写真付き住民基本台帳カードなど
- ※ 上記がない場合は「本人限定郵便物到着のお知らせ」をご確認ください。
- ④事務所所在地と住所が異なるときは税理士証票をお持ちください。

### 2 受け取った後の作業

受け取ったら速やかに開封し、内容を確認します。次のものが同封されています。

- ①送付用紙
- ②PINコードのお知らせ
- ③ICカードの送付に関するご案内
- ④電子証明書(ICカード)
- ⑤CD-ROM

作業の流れは③ICカードの送付に関するご案内に記載されていますのでよくお読みください。

#### (1) 事前準備

- ・インターネットに接続されたパソコンを

起動する。

- ・第3世代ICカードに適応するリーダーライタの接続を確認する

- (2) 同封のCD-ROMをセットする。
- (3) ポータルサイトにアクセスする際にICカードの送付に関するご案内に記載されているユーザ名とパスワードを入力する。
- (4) Adobe Readerのインストールを行う。  
※ 少し時間がかかる場合があります。  
※ 最新版のインストールです。
- (5) ICカードマニュアルを入手する。以下の作業はICカードマニュアルに基づいて行います。
- (6) ICカードの動作確認
- (7) 受領書の作成
  - ・PDF形式の受領書に必要事項を入力
  - ・PDF署名ツールで電子署名
- (8) 受領書の送信または郵送
  - ・専用ウェブサイトを通じて署名した受領書を送信
  - ・または日税連ホームページから受領書をプリントアウトし、必要事項を記入し、実印押印の上、日税連に郵送。

以上で作業完了となります。なお、一連の作業は郵便局から通知を受けた後、2週間以内に完了させてください。遅れるとICカードが失効することがあります。

### 3 第3世代ICカードの利用開始

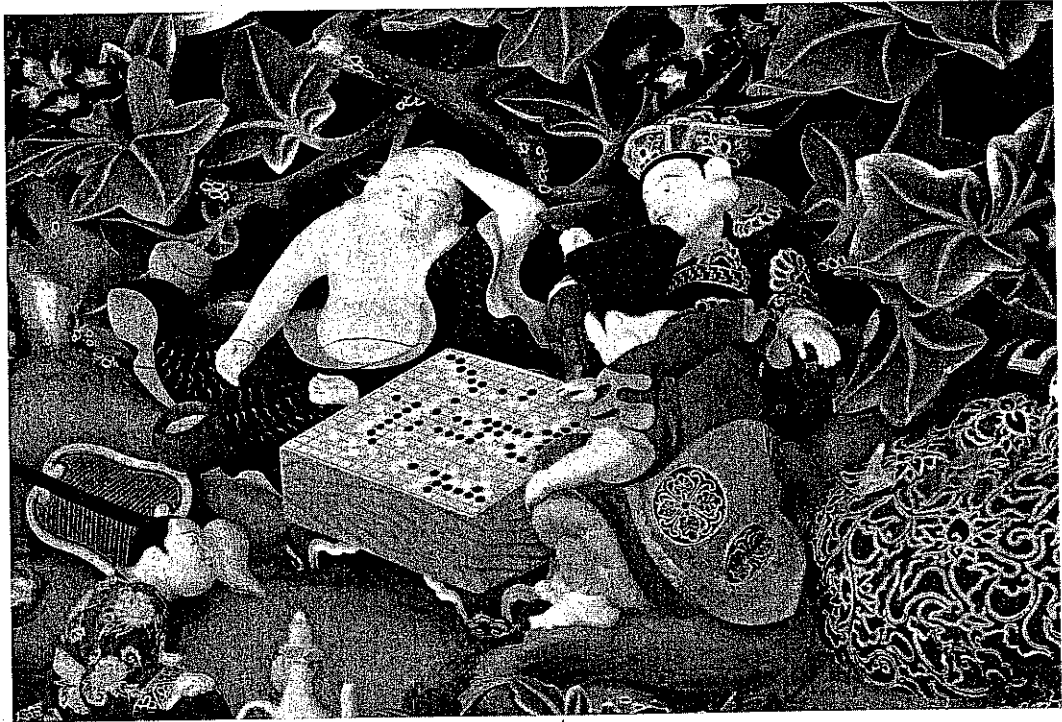
このカードを電子証明書として使用するためにはe-Taxソフトや各ベンダーのシステムなどで電子証明書を変更する必要があります。

第3世代ICカードの場合は「日税連 税理士用電子証明書」を選択します。

なお、変更後は従来のICカードは使用できなくなりますので、注意が必要です。

**関東信越税理士会熊谷支部 10月支部例会  
市長講話**

**熊谷の市政について**



**平成24年10月9日(火)  
ホテルガーデンパレス**

# 平成24年度

# 予算の概要

平成24年度一般会計の予算規模は、575億円で、対前年度比2.04%、額にして、12億円の減となりました。これは、小学校3校の屋内運動場の建築やすべての中学校の普通教室にエアコンを整備する事業総額15億1,400万円を平成23年度3月補正に前倒しして計上したことによるものです。

◆財政課内線241



熊谷市長 富岡 清

東日本大震災の発生から早一年が経過し、わが国経済をはじめ、様々な場面で、深刻な打撃を受けております。

本市におきましても、長引く経済不況の中、市税収入への影響が続く一方、福祉や医療に係る経費の増大が避けられず、厳しい財政運営を迫られております。

こうした中、予算編成にあたりましては、総合振興計画を基

本に、これまで重点的に取り組んでまいりました「子育て応援」、「経済対策」、「安心安全対策」および「環境対策」をさらに拡充するとともに、マニフェストに掲げました「信頼、誇り、笑顔」の3つの目標を目指し、限られた財源の中、市民のくらしを守るため、真に必要な施策を重点的に取り組むことといたしました。

今後とも、市政運営にあたりましては、効率的で健全な行財政運営を図りつつ、市民一人ひとりが豊かな環境の中で、誇りと希望を持って生き生きと生活ができる「環境共生都市 熊谷」の実現に向けて、一つ一つの施策を着実に進めてまいります。

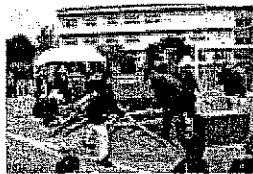
## 平成24年度の注目事業

### 高齢者の「肺炎球菌ワクチン」予防接種の費用を一部助成します (1,849万円)

肺炎球菌ワクチンの予防接種を受けた65歳以上の方に、接種費用の一部を助成し、高齢者の健康な暮らしを守ります。  
[詳しくは、5ページ]

### 防災のまちづくりを進めます (1,279万円)

自助・共助の重要性を踏まえ、自主防災組織の活動を支援し、資材更新に係る補助を拡充するなど、地域防災力を向上させます。また、総合防災訓練の実施や災害備蓄食糧を計画的に配備します。



### 中央消防署、熊谷東小学校区の公民館が完成します (6億5,384万円/1億9,919万円)

建設中の中央消防署と熊谷東小学校区の地域公民館が熊谷女子高校東側に完成します。

### 第2北大通線(第1期整備区間)が完成します (1億1,403万円)

メモリアル彩雲(南)から東武熊谷線跡地までの約450m(第1期整備区間)を整備し、供用を開始します。



### 地域子育て支援拠点事業 (8,093万円)

新たな地域子育て支援拠点を市内ショッピングセンター内に開設し、市内18か所の支援拠点で、子育て中の親子を応援します。

### 放課後児童保育室整備事業 (1,190万円)

市内35か所目の放課後児童クラブを新たに大幡小学校内に整備します。

### 森村誠一「写真俳句」チャレンジ事業 (175万円)

本市出身の作家、森村誠一氏が提唱する「写真俳句※」を全国から募集し、優秀作品をまちなかに展示するなど、本市の魅力を発信します。  
※自作の写真に、自作の俳句(五七五)を合わせた、新たな表現方法。



### 第67期本因坊戦熊谷対局実施事業 (200万円)

囲碁の第67期本因坊戦が聖天山歓喜院で開催されるため、実行委員会に対し、その運営費を補助します。

### すべての中学校(16校)の普通教室にエアコンを整備します (4億1,000万円)

### 三尻小・籠原小・熊谷南小の屋内運動場を建築します (11億400万円)



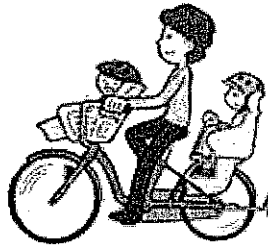


**子宮頸がん等ワクチン  
予防接種費用助成事業**  
(1億5,205万円)

子宮頸がんワクチン、ヒブ  
ワクチン、小児用肺炎球菌ワ  
クチンの接種費用を全額公費  
負担します。

**子育て応援自転車おでか  
け事業** (300万円)

安全基準を満たす「幼児2  
人同乗用自転車」を購入した  
方を対  
象に、購  
入費用  
の一部  
を補助  
します。



**ハローエンジェル誕生記  
念品プレゼント事業**  
(851万円)

子どもの誕生を祝い、健や  
かな子育てを応援します。出  
生記念品として、ブランケッ  
トをプレゼントします。

**保育所等災害時緊急連絡  
システム事業(77万円)**

メール配信システム「メル  
くま」を活用し、保育所や児  
童クラブと保護者との間の連  
絡体制を充実させます。

**5 自然の豊かさが  
あふれるまち**

**あつぱれ・天晴・太陽光  
発電等普及推進事業**  
(3,500万円)

家庭用・業務用の太陽光発  
電システムや高効率給湯器を  
設置す  
る市民・  
事業者  
に対し、  
設置に  
かかる費  
用の一部  
を補助  
します。



**あつぱれ・冷ませ・低公  
害軽自動車導入奨励事業**  
(449万円)

低公害軽自動車(基準有)を  
購入し軽自動車税を納めた方  
に、軽自動車税相当額(納税額)  
を奨励金として交付します。

**ムサシトミヨ生息区域保  
全集中転換促進事業**  
(9,989万円)

合併処理浄化槽への転換を

さらに促進し、ムサシトミヨ  
生息区域の水質保全を図る  
ため、事業を拡充し、整備  
率を向上させます。

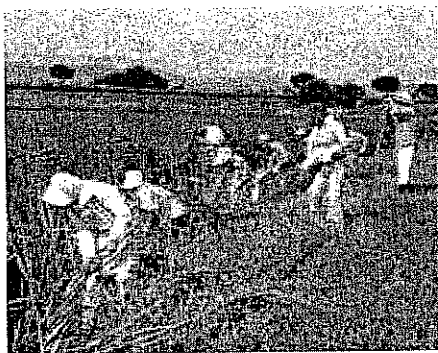
**6 活力ある産業が  
育つまち**

**企業誘致推進事業**  
(1億2,798万円)

企業立地奨励金の交付要  
件の緩和や環境に係る奨励金  
のメニューの新設など、制度  
を充実させ、企業誘致を進め  
ます。

**農地・水保全管理支援事業**  
(2,360万円)

地域ぐるみで道水路の草  
刈りや水路の堀さらいなどの  
活動を実施する活動組織へ活  
動助成金を交付します。



**7 便利で快適な  
人にやさしいまち**

**熊谷スマートタウン整備  
事業** (409万円)

全国屈指の快晴率を誇る  
本市で、先導的に環境共生  
型のまちづくりに取り組む  
スマートタウンの整備を推  
進します。

**北部地域振興交流拠点  
施設(仮称)基礎調査事業**  
(429万円)

県と共同で、地域の特色  
や資源を生かした次世代産  
業の振興・集積と地域の産  
業振興や文化・市民活動支  
援を促進するための基礎調査  
を実施します。

**8 地域に根ざした  
教育・文化のまち**

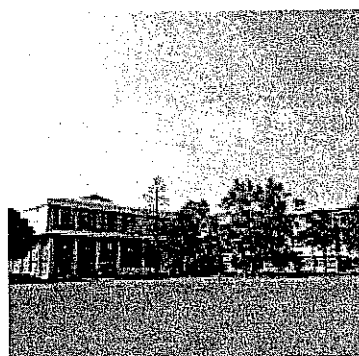
**市史編さん事業**  
(3,250万円)

本市の歴史的・文化的発  
展の過程を調  
査した熊谷  
市史(資料編  
2 古代・中  
世)を刊行し  
ます。



**(仮称)スポーツ・文化村  
整備事業** (1,656万円)

旧市立女子高校の施設を  
活用し、スポーツ、文化に親  
しめる生涯学習の拠点を整  
備するため、実施設計を行  
います。



**9 効率的でわかり  
やすい行政**

**総合振興計画後期基本計  
画策定事業** (225万円)

本市の目指すべき将来都  
市像の実現を図るため、総合  
振興計画の後期基本計画計  
画期間 平成25年度～29年  
度)を策定します。

さらに詳しい情報は、  
財政課(市役所3階)また  
は市ホームページでご覧  
になれます。

◆財政課 内線241

日時 平成24年10月9日(火)  
9時30分～  
場所 ホテルガーデンパレス

## 税理士会熊谷支部と関係機関との協議会

1. 支部長あいさつ

2. 税務署長あいさつ

3. 県税事務所長あいさつ

4. 税務署からの連絡事項

(1) 税務調査手続等の先行的取組の実施について (総務課)

別添1 「税務調査手続等の先行的取組の実施について」

別添2 「税務手続について～国税通則法等の改正～」参照

(2) e-Taxの普及及び定着について (総務課)

(3) 広域調査対象納税者の基準について

(総務課)

(4) 作文の応募状況について

(管理運営部門)

イ 中学生の「税についての作文」

管内 29 校全校から 6,272 編の応募 (前年比 110%)

ロ 高校生の「税に関する作文」

管内 4 校から 524 編の応募 (前年比 406%)

※ 中学生及び高校生の優秀作品を 11 月 12 日 (月) に熊谷文化創造館「さくらめいと」月のホールで行われる「納税表彰式」で表彰する予定です。

(5) 消費税課税事業者に対する振替納税利用勧奨について

(管理運営部門)

(6) 住宅借入金等特別控除を受けるための証明書の発送について

(管理運営部門)

発送予定日 10 月 22 日 (月)

発送予定件数 約 1,400 件

(7) 消費税滞納の現状について

(徴収部門)

(8) 決算等説明会の日程について (個人課税部門)  
別添3「平成24年分 決算等説明会日程表」参照

(9) 確定申告関係(税務支援等)について (個人課税部門)  
① 平成24年分申告相談体制について

② 無料税務相談日数について

(10) 「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例についての手続書類  
一覧表」について (資産課税部門)  
別添4「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例のあらまし(参考)」参照

5 税理士会からの連絡事項

添付書類

- 1 「税務調査手続等の先行的取組の実施について」 (総務課)
- 2 「税務手続について～国税通則法等の改正～」 (総務課)
- 3 「平成 24 年分 決算等説明会日程表」 (個人課税部門)
- 4 「非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例のあらまし (参考)」 (資産課税部門)

## 税務調査手続等の先行的取組の実施について

平成 23 年 12 月 2 日に国税通則法等が改正され、調査手続の透明性及び納税者の方の予見可能性を高める観点などから、税務調査手続等を法律上明確化するなどの措置が講じられています。

今回の改正により法定化された税務調査手続等については、原則として、平成 25 年 1 月 1 日以後に開始する調査から適用されることとなります。

国税庁においては、今般の改正の趣旨を踏まえ、法施行後における税務調査手続等を円滑かつ適切に実施する観点から、平成 24 年 10 月 1 日以後に開始する調査から以下に掲げる調査手続について先行的に取り組むことを予定しています。

## 1 事前通知

実地の調査を行う場合には、原則として、あらかじめ電話等により、納税義務者や税務代理人の方と調査開始日時について日程調整をした上で、法定化された事前通知事項(別紙)を納税義務者と税務代理人の双方に通知することとします。

この場合において、納税義務者の方に対し先に通知した際に、納税義務者の方から「事前通知事項の詳細(別紙No.2~No.11に掲げる事項)については、税務代理人の方を通じて通知を受けることで差し支えない旨」の申し立てがあった場合は、納税義務者の方に対しては「実地の調査を行う旨」(別紙No.1に掲げる事項)のみを通知します。

また、税務代理人の方に対し先に通知した際に、「事前通知事項の詳細について税務代理人の方から納税義務者の方へ通知する旨」の申し立てがあった場合は、納税義務者の方に対し「実地の調査を行う旨」を通知した際に、事前通知事項の詳細は税務代理人の方を通じて通知して差し支えないか確認させていただきます。

なお、平成 24 年 10 月 1 日以後に開始する実地の調査について、平成 24 年 9 月 30 日以前に事前通知する場合の事前通知手続は、現行手続に基づき実施します。

(注) 1 調査の過程において、あらかじめ通知した事前通知事項以外の事項(税目、期間等)についても調査を行う必要が生じた場合には、運用上、納税義務者や税務代理人の方に対し、原則として、当該追加して調査を行う事項(税目、期間等)を説明した上で、質問検査等を行うこととします。

2 税務代理人とは、税理士法第 30 条の書面を提出している税理士若しくは同法第 48 条の 2 に規定する税理士法人又は同法第 51 条第 1 項の規定による通知をした弁護士若しくは同条第 3 項の規定による通知をした弁護士法人をいいます。

## 2 修正申告等の勧奨の際の教示文の交付

修正申告等の勧奨に当たっては、納税義務者や税務代理人の方に対し、「不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることはできる旨」を説明するとともに、その旨を記載した書面を交付します。

(注) 不服申立てや更正の請求について、ご不明な点がございましたら国税庁ホームページ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp))をご覧ください。最寄りの税務署にお尋ねください。

- 調査開始日時等の変更の申し出や提出物件の留置き・返還など、その他の税務調査手続等については、次の参考に掲げる調査手続を除き、法施行後の調査手続に準じて、各手続を実施することとします。

(注) 1 これらの各手続については、現行手続からの変更は基本的にありません。

- 2 帳簿書類その他の物件の提示・提出及び提出物件の留置き・返還については、納税義務者等の協力と承諾を得て行うという現行の運用と変わりありません。

- 先行的取組の期間に開始した調査について、平成 25 年 1 月の法施行後も調査を継続する場合、平成 25 年 1 月以降に実施する調査の終了の際の手続は、運用上、新法に準じて行うこととします。

(注) 1 調査の終了の際の手続は、平成 25 年 1 月以降に質問検査等を開始する調査から新法の適用となります。

- 2 理由附記は、平成 25 年 1 月以降に行われる処分から新法の適用となります。

- 3 提出物件の留置きは、平成 25 年 1 月以降に提出される物件から新法の適用となります。

#### 【参考：先行的取組では実施しない主な調査手続】

##### 1 理由附記

法施行後においては、全ての処分（申請に対する拒否処分及び不利益処分）に理由附記を行うこととなりますが、先行的取組においては、現行法令に基づき理由附記（青色申告書に係る更正や青色申告の承認の取消処分など）を行います。

##### 2 更正決定等をすべきと認められない旨の通知

法施行後においては、実地の調査の結果、調査した全ての税目及び課税期間のうち、非違が認められなかった税目及び課税期間がある場合には「更正決定等をすべきと認められない旨の通知」を送付することとなりますが、先行的取組においては、従来どおり調査した全ての税目及び課税期間について非違が認められなかった場合で、かつ指導事項がない場合に「調査結果のお知らせ」を送付します。

##### 3 教示文を交付する際の署名押印

法施行後においては、「不服申立てをすることはできないが更正の請求をすることができる旨」を記載した書面の直接交付（交付送達）を行う際、国税通則法施行規則第 1 条の規定により、交付送達を行った旨を記載した書面に署名押印を求めますが、先行的取組においては、署名押印は求めません。

##### 4 預り証を交付する際の署名押印

法施行後においては、「預り証」の直接交付（交付送達）を行う際、国税通則法施行規則第 1 条の規定により、交付送達を行った旨を記載した書面に署名押印を求めますが、先行的取組においては、署名押印は求めません。

(注) 1 提出物件を留め置く際は、従来どおり「預り証」を交付することとします。

- 2 提出物件を返還し、「預り証」を返還していただく際は、提出物件を返還した事実を客観的に明らかにするため、従来どおり「預り証」に署名押印をお願いすることとなります。

(別紙)

○ 法定化された事前通知事項

No.	事前通知事項	(参考) 根拠条文
1	実地調査を行う旨	国税通則法第74条の9第1項
2	調査開始日時	国税通則法第74条の9第1項第1号
3	調査開始場所	国税通則法第74条の9第1項第2号 国税通則法施行令第30条の4第2項
4	調査の目的	国税通則法第74条の9第1項第3号 国税通則法施行令第30条の4第2項
5	調査の対象となる税目	国税通則法第74条の9第1項第4号
6	調査の対象となる期間	国税通則法第74条の9第1項第5号
7	調査の対象となる帳簿書類その他の物件 ※ 国税に関する規定により備付け又は保存をしなければならないこととされているものである場合にはその旨を併せて通知	国税通則法第74条の9第1項第6号 国税通則法施行令第30条の4第2項
8	調査の相手方である納税義務者の氏名及び住所又は居所	国税通則法第74条の9第1項第7号 国税通則法施行令第30条の4第1項第1号
9	調査を行う当該職員の氏名及び所属官署 ※ 当該職員が複数であるときは、代表する者の氏名及び所属官署	国税通則法第74条の9第1項第7号 国税通則法施行令第30条の4第1項第2号
10	調査開始日時又は調査開始場所の変更に関する事項	国税通則法第74条の9第1項第7号 国税通則法施行令第30条の4第1項第3号
11	事前通知事項以外の事項について非違が疑われることとなった場合には、当該事項に関し調査を行うことができる旨	国税通則法第74条の9第1項第7号 国税通則法施行令第30条の4第1項第4号



(参考)

### 先行的取組の対象となる調査及び新法の適用となる調査について

区分	平成24年				平成25年			平成25年1月以降の新法適用の有無		
	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月		2月	3月
	現行		先行的取組		新法施行					
平成24年9月以前に質問検査等を開始する調査	現行の手續を実施		現行の手續を実施 (調査が終了していない場合)		適用上、新法に準じて実施 (調査の終了の際の手續について)			適用なし (注)		
平成24年10月から12月の間に質問検査等を開始する調査	先行的取組の手續に基づき実施		適用上、新法に準じて実施 (調査の終了の際の手續について)			適用なし (注)				
平成25年1月以降に質問検査等を開始する調査	新法に基づき実施			適用あり						

(注) 理由附記は、平成25年1月以降に行われる処分から新法適用。また、提出物件の留置きは、平成25年1月以降に提出される物件から新法適用。

# 税務手続について

## ～ 国税通則法等の改正 ～

平成 24 年 9 月  
国税庁・国税局・税務署

平成23年度税制改正において、税務調査手続の明確化等を内容とする国税通則法等の改正が行われました。

このパンフレットでは、今回の改正事項について、申告や税務調査の手続の流れに即して解説しています。

(注) 改正事項に関する解説は、**点線**で囲んで記載しています。

### 1. 国税に関する相談等

#### (1) 国税に関する相談

国税についてご不明な点などがあるときは、お気軽にご相談ください。ご相談に対して、迅速かつ的確な対応に努めています。

なお、国税に関する一般的なご相談は、電話相談センターで受け付けています。

また、具体的に書類や事実関係を確認する必要があるなど、電話での回答が困難なご相談内容については、電話で事前に相談日時等を予約いただいた上で、税務署での面接によるご相談を受け付けています。

(注) 電話相談センターは、所轄の税務署に電話していただき、自動音声に従って番号「1」を選択すると利用できます。

また、税務署での面接の事前予約は番号「2」を選択してください。

(参考) 国税庁ホームページ ([www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)) でも、申告・納税に関する情報を提供しています。

#### (2) 国税に関する苦情等

納税者支援調整官は、納税者の視点に立って、納税者からの苦情等の事実関係を確認し、解決するための助言等を行っています。

#### (3) 税理士への依頼

税理士(税理士法人、税理士業務を行う弁護士及び弁護士法人を含みます。以下同じです。)には、税務代理及び税務書類の作成を依頼することや、税務に関して相談することができます(依頼や相談に関する費用が必要となります。)

これらの税務代理などの業務を行うことができるのは、税理士に限られています。

### 2. 申告・納税と記帳・帳簿書類保存

#### (1) 期限内の正しい申告と納税

国税(所得税、法人税、消費税等)については、法令の規定に基づき、定められた期限内に正しい内容の申告書類の提出及び納税を自発的に行っていただく必要があります。正しい申告や納税のため、手続で必要となる書類などを日頃から保存してください。

期限内に正しく申告や納税をされない場合には、法令の規定に基づき加算税(過少申告加算税、無申告加算税、不納付加算税又は重加算税をいいます。)、延滞税が課される場合がありますので注意してください。

(参考) 申告や納税については、国税電子申告・納税システム(e-Tax)により、インターネットでも手続をすることができます。

## (2) 記帳と帳簿書類の保存

事業を行っている場合などには、事業に関する日々の取引を正確に記帳するとともに、帳簿や領収書などの書類を保存してください。

(注) 個人の白色申告者のうち前々年分あるいは前年分の事業所得、不動産所得又は山林所得の合計額が300万円を超える方に必要とされていた記帳と帳簿書類の保存が、これらの所得を生ずべき業務を行う全ての方（所得税の申告の必要がない方を含みます。）について、平成26年1月から同様に必要となります。

## 3. 申告内容に誤りがあった場合の手続

### (1) 納める税金が多過ぎた場合や還付される税金が少な過ぎた場合

税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の請求」をすることができます。

「更正の請求」は、原則として法定申告期限から5年間することができます。その際には、「更正の請求」をする理由の基礎となる事実を証明する書類を添付していただく必要があります。

なお、故意（勘違いや単純な誤りなどの過失は含まれません。）に内容虚偽の更正の請求書を提出した場合について、法律に罰則の定めがあります。

(注) 「更正の請求」をすることができる期間は、平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について5年（改正前：1年）に延長されています。

(参考) 平成23年12月1日以前に法定申告期限が到来した国税について、「更正の請求」をすることができる期間を過ぎた場合であっても、税務署長が増額更正を行うことができる期間内であれば、税額の減額や還付金額の増額を求める「更正の申出」をすることができます（申出のとおり更正されない場合であっても、不服申立てをすることはできません。）。

### (2) 納める税金が少な過ぎた場合や還付される税金が多過ぎた場合

申告内容の誤りは、修正申告により訂正することができます。

税務署の調査を受ける前に自主的に修正申告をすれば、過少申告加算税は課されません。

ただし、法定納期限の翌日から納付の日までの延滞税が課される場合があります。

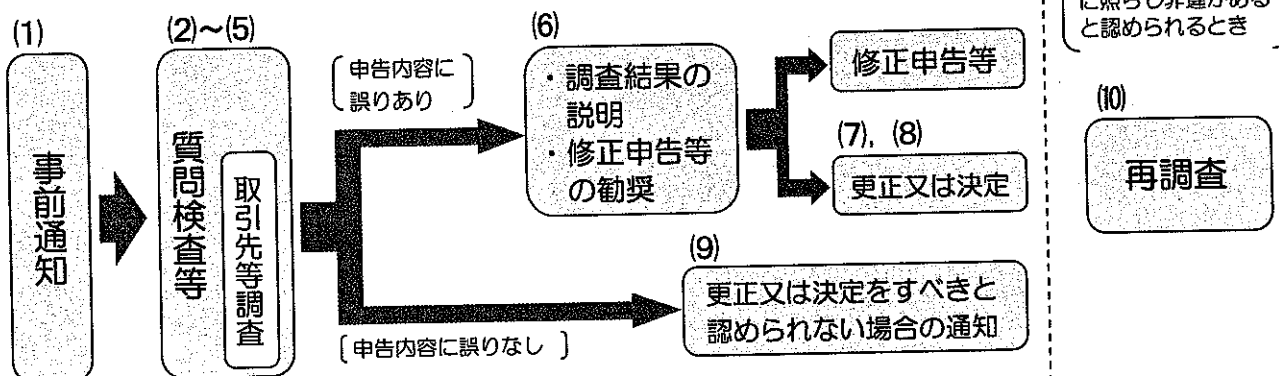
(注) 当初の申告が期限後申告の場合は、無申告加算税が課される場合があります。

## 4. 税務調査手続

従来からの運用を踏まえて、税務調査手続が国税通則法において法定化されています。

この改正は、平成25年1月1日以後に新たに納税者に対して開始する税務調査について適用されます。ただし、(4)の「帳簿書類の預かり」及び(8)の「処分理由の記載」については、税務調査の開始時期にかかわらず、平成25年1月1日以後に行う場合に適用されます。

### 《税務調査手続の流れ(イメージ)》



※ 番号は、このパンフレットの「4. 税務調査手続」で記述されている番号を示しています。

(注) 税務調査は、申告内容が正しいかどうかを帳簿などで確認し、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、是正を求めるものです。

このパンフレットでは、国税局や税務署の職員が納税者の事務所や事業所等へ赴き、申告内容の確認などを目的として国税通則法に基づく質問検査権を行使して行う任意調査を「税務調査」と記載しています。

#### (1) 事前通知

税務調査に際しては、原則として、納税者に対し調査の開始日時・開始場所・調査対象税目・調査対象期間などを事前に通知します。その際、税務代理を委任された税理士に対しても同様に通知します。

なお、合理的な理由がある場合には、調査日時の変更の協議を求めることができます。

ただし、税務署等が保有する情報から、事前通知をすることにより正確な事実の把握を困難にする、又は調査の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあると認められる場合には、事前に通知せずに税務調査を行うことがあります。

(参考1) 税理士法に定められている書面添付制度に基づく書面が申告書に添付されている場合には、納税者に税務調査の事前通知を行う前に、税務代理権限証書を提出している税理士に対して添付された書面の記載事項に関する意見陳述の機会が与えられます。

(参考2) 税務調査の際には、税務代理を委任した税理士に立会いを求めることができます。

#### (2) 身分証明書の提示等

税務調査のため、調査担当者が事務所や事業所等に伺う際には、身分証明書と質問検査章を携行し、これらを提示して自らの身分と氏名を明らかにします。

#### (3) 質問事項への回答と帳簿書類の提示又は提出

税務調査の際には、質問検査権に基づく質問に対して正確に回答してください。また、調査担当者の求めに応じ帳簿書類などを提示又は提出してください。

なお、質問事項に対し偽りの回答をした場合若しくは検査を拒否した場合、又は正当な理由がなく提示若しくは提出の要求に応じない場合、あるいは、偽りの記載をした帳簿書類の提示若しくは提出をした場合などについて、法律に罰則の定めがあります。

(注) 質問検査権行使の一環として、調査担当者が帳簿書類などの提示又は提出の要求をできることが法律上明確化されています。

#### (4) 帳簿書類の預かりと返還

調査担当者は、税務調査において必要がある場合には、納税者の承諾を得た上で、提出された帳簿書類などをお預かりします。その際には、預り証をお渡しします。

また、お預かりする必要がなくなった場合には、速やかに返還します。

(注) 預り証をお渡しした際には、その預り証を受領した旨のご署名と押印をいただくことになります。また、お預かりした帳簿書類などをお返しした際には、お渡しした預り証を返却していただくとともに、帳簿書類などを受領した旨のご署名と押印をいただくことになります。

#### (5) 取引先等への調査

税務調査において必要がある場合には、取引先などに対し、質問又は検査等を行うことがあります。

#### (6) 調査結果の説明と修正申告や期限後申告の勧奨

税務調査において、申告内容に誤りが認められた場合や、申告する義務がありながら申告していなかったことが判明した場合には、調査結果の内容（誤りの内容、金額、理由）を説明し、修正申告や期限後申告（以下「修正申告等」といいます。）を勧奨します。

また、修正申告等を勧奨する場合においては、修正申告等をした場合にはその修正申告等に係る異議申立てや審査請求はできませんが更正の請求はできることを説明し、その旨を記載した書面をお渡しします。

(注) 書面をお渡しした際には、その書面を受領した旨のご署名と押印をいただくことになります。

(7) 更正又は決定

修正申告等の勧奨にに応じていただけない場合には、税務署長が更正又は決定の処分を行い、更正又は決定の通知書をお送りします。

なお、税務署長が更正又は決定の処分を行うことができるのは、原則として法定申告期限から5年間です。

(注) 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税(所得税、相続税、消費税等)について、増額更正を行うことができる期間が5年(改正前:3年)に延長されています。

ただし、偽りや不正の行為により全部若しくは一部の税額を免れ、又は還付を受けた場合には、税務署長は法定申告期限から7年間、更正又は決定の処分を行うことができます。

(8) 処分理由の記載

税務署長等が、更正又は決定などの不利益処分や納税者からの申請を拒否する処分を行う場合には、その通知書に処分の理由を記載します。

(注) 個人の白色申告者(所得税の申告の必要がない方を含みます。)のうち、平成25年において記帳・帳簿等保存義務が課されない方(平成20年から平成24年までのいずれかの年において、記帳・帳簿等保存義務が課された方等を除きます。)に対する処分理由の記載については、平成26年1月1日から適用されます。

(9) 更正又は決定をすべきと認められない場合の通知

税務調査の結果、申告内容に誤りが認められない場合や、申告義務がないと認められる場合などには、その旨を書面により通知します。

(10) 再調査

税務調査の結果に基づき修正申告書等が提出された後又は更正若しくは決定などをした後や、上記(9)「更正又は決定をすべきと認められない場合の通知」をした後においても、税務調査の対象とした期間について、新たに得られた情報に照らし非違があると認められるときは、改めて税務調査を行うことがあります。

## 5. 権利救済手続

(1) 異議申立て

税務署長等が行った処分に不服があるときには、処分の通知を受けた日の翌日から2か月以内に、税務署長等に対して異議申立てをすることができます。

なお、青色申告書に係る更正処分に不服があるときなどは、異議申立てをせずに、直接、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(注) 異議申立てから3か月を経過しても異議決定がない場合には、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(2) 審査請求

税務署長等の異議決定を経た後の処分に、なお不服があるときには、異議決定の通知を受けた日の翌日から1か月以内に、国税不服審判所長に対して審査請求をすることができます。

(注) 審査請求から3か月を経過しても判決がない場合には、裁判所に訴訟を提起することができます。

(3) 訴訟

国税不服審判所長の判決があった後の処分に、なお不服があるときには、その判決があったことを知った日の翌日から6か月以内に、裁判所に訴訟を提起することができます。

○ 国税庁ホームページでは、申告・納税に関する情報を提供しています。

国税庁ホームページ [www.nta.go.jp](http://www.nta.go.jp)

国税庁

検索

○ ご質問・ご不明な点がございましたら、最寄りの税務署にお尋ねください。

## 平成24年分 決算等説明会日程表

## (1) 青色申告決算等説明会

開催月日	開催場所	開催時間	対象者
24.12.3 (月)	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室1	午前10時～正午	事業所得者 又は 不動産所得者
	熊谷市拾六間111-1	午後2時～4時	事業所得者 又は 農業所得者

## (2) 白色記帳制度適用者決算説明会

開催月日	開催場所	開催時間	対象者
24.12.12 (水)	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室1	午前10時～正午	事業所得者 又は 不動産所得者
	熊谷市拾六間111-1	午後2時～4時	農業所得者

## (3) 記帳説明会

開催月日	開催場所	開催時間	対象者
24.10.24 (水)	熊谷文化創造館 さくらめいと 会議室2	午前10時～11時半	記帳制度適用者 以外の者 収入500万以上 + 前回説明会 欠席者
	熊谷市拾六間111-1	午後2時～3時半	記帳制度適用者 以外の者 収入500万以上 + HPから 申込した者

# 非上場株式等についての相続税・贈与税の 納税猶予の特例のあらまし（参考）

## 非上場株式等についての相続税・贈与税の納税猶予の特例 についての手続書類一覧表

添付書類	手続書類(本体)	相続税 贈与税 の申告書	継続届出書	免除届出書 ※1
<b>&lt;税務署所定の書類&gt;</b>				
1	株式等納税猶予税額の計算書 ※2	○	—	—
2	認定承継会社に関する明細書	—	○	○
<b>&lt;適用を受ける個人に係る書類&gt;</b>				
3	戸籍の謄本又は抄本など (親族であることを明らかにする書類)	○	—	—
4	遺産分割協議書の写し・印鑑証明書又は 贈与契約書の写しなど (相続・遺贈又は贈与による財産の取得を明らかにする書類)	○	—	—
5	担保提供関係書類	○	—	—
<b>&lt;適用に係る認定会社の書類&gt;</b>				
6	経済産業大臣の認定書の写し・その申請書の写し	○	—	—
7	経済産業大臣の確認書の写し・その報告書の写し ※3	—	○	○
8	株主名簿の写しなど (株主等の氏名、住所、議決権の数が確認できる書類)	○ ※4	○	○
9	従業員数証明書 登記事項証明書 貸借対照表・損益計算書 ※5 定款の写し	○	○	○

※1 免除届出書には「免除届出書(死亡免除)」「免除届出書(特例免除)」があります。

※2 相続税の場合には「株式等納税猶予税額の計算書(相続税申告書第8の2表)及びその付表」、贈与税の場合には「株式等納税猶予税額の計算書(贈与税)」をいいます。

※3 経営報告基準日又は後継者の死亡日等が申告期限後5年以内の場合に提出が必要となります。

※4 相続開始日(贈与日)の直前・直後の株主構成等について会社が証明した書類の提出が必要となります。

※5 手続書類(本体)などに応じて提出する貸借対照表・損益計算書の対象事業年度が異なります。

・上記の表以外に添付書類が必要となる場合があります。くわしくは税務署にお尋ねください。

(例) ①納税が猶予されている税額のうち納税猶予期限が到来した税額がある場合

②会社が組織再編等をした場合

③「免除申請書」を提出する場合 など

・上記の「手続書類(本体)」、添付書類「1」及び「2」の様式は税務署窓口や国税庁ホームページから入手することができます。